

提言Ⅱ 保育所待機児問題対策について

提言Ⅱ 保育所待機児問題対策について

【提言の背景】

大都市東京の特性をふまえた 多面的なアプローチによる保育所待機児問題の早期解消をめざす

大都市東京は、子どもにとって遊び場が少なく、世帯規模も小さいため家族の保育力が十分ではありません。そして、保護者の就労形態も多様で通勤時間も長いといった特性があります。このような高い保育ニーズがある一方、用地や運営費の確保が難しいといった課題があります。

東社協保育所待機児問題対策プロジェクトでは、大都市東京における保育所待機児問題の実態を把握するにあたって、①保育サービスを提供している認可・認証保育所、認定こども園、②保育所利用保護者と利用を希望する見学者、③区市町村の保育主管課、という幅広い立場を対象にアンケート調査を実施しました。その調査結果から、深刻化する待機児問題をめぐって、次の4つの課題があると考えられます（第2章参照）。

課題1 大都市東京において即応性のある待機児問題への対応が求められる中、質を確保しつつ、定員拡大を図っていくことが求められる。

アンケートでは、平成21年度以降に雇用情勢の悪化により都内で8千人にのぼっている待機児問題の現状に対して、保育所の利用を希望する家庭、待機児のいる家庭から切実に「即応性のある保育所の増設」が求められています。東京都や区市町村では、大都市における用地や運営費の確保の難しさの中で、認可保育所における受入れ拡大や増設、認証保育所の増設、区市町村独自の保育施設の設置、教育分野との連携などに取り組んでいます。追いつかない状況となっています。中でも、1歳児の入所決定率は6割を切っており1歳児の入所困難「1歳児問題」は深刻な課題です。一方で、保育所の提供側も利用者側も子どもたちの生活の場である保育所に「落ち着いて過ごせる保育室の環境」「のびのびと楽しく過ごせる環境」「園内の食事の提供」を重視するとしており、子どもの育ちを保障する保育の質の確保は不可欠です。

課題2 子どもの保育にかかわる環境や大都市における多様な家族環境をふまえた保育サービスと保育人材の確保・育成が求められている。

「保育所の利用を希望する理由」には、雇用情勢が不安定な中、6割の利用希望者が「仕事をしなければ家計が厳しい」と答えるとともに、半数近くが「子どもの発達・発育のため」を挙げています。さらに、「以前と比べて増えている利用者」として、半数以上の保育所が「メンタルヘルスが気になる保護者」「アレルギー疾患を抱える子ども」「障害（疑いを含む）のある子ども」「ひとり親家庭」が増えていると回答しています。このように、保育所利用家庭や子どもの状況が多様化する中で、一人ひとりに応じた保育の重要性が高まり、質の高い保育士が求められています。

課題3 保育所入所申請や相談支援、情報提供、制度のあり方にも課題がある。

見学者が保育所利用を希望する子どもの年齢の平均は0.7歳となっており、保育所探しの早期化が加速しています。年度途中からの入所が極めて難しく、4月入所の申請が集中する中、区市町村によるきめ細かな相談や情報提供が求められています。そして、保育所選びにあたって特に「認証保育所に関する情報」が「なかなか得られない」とされ、区市町村による保育サービスの情報提供が課題となっています。さらに、「入所不決定者」へのフォローと「待機児となった家庭」への具体的な支援の少なさが指摘されています。

課題4 子育てを支えるワーク・ライフ・バランスのあり方が問われている。

アンケートでは、認可保育所利用希望者で実際に取得した育児休業期間は平均8.7か月、認証保育所利用希望者で平均7.9か月となっており、それぞれ取得できる期間の半分で切り上げていました。また、保護者アンケートでは、「もっと子どもといたい」という意向が「もっと働きたい」の4倍にのぼる一方、「会社が時間短縮の勤務を認めても、入所申請においてフルタイムでないと加点されない」など、保育制度そのものも多様な働き方に対応できていない状況が浮き彫りとなっています。ワーク・ライフ・バランスの推進のため、企業の取組みを促進すると共に、職場の子育て支援を利用しやすくする保育提供のあり方についても検討すべきです。また、地域においてもワーク・ライフ・バランスをふまえた子育ての相談・支援をしていくことが求められています。

これらは、「受け皿をふやしていく」とことと「入所申請の早期化と集中を緩和する」ことの両面から見た課題です。待機児問題が深刻化する中、質を確保しつつ大都市でも可能な対策が急務となっており、中でも「1歳児問題」には早急な対応が必要です。国のめざす「子ども・子育て新システム」を見据え、以下の5つの取組みを合わせて進める多面的なアプローチが必要です。ここでは次ページ以降にそれぞれ重点的に取り組むべき20の事項を提言します。

提言Ⅱ－１ 即応性が求められる中でも質を確保した大都市における保育所定員の拡大方策

保育所利用を希望する家庭からは「保育所定員の拡大」が切実に求められており、かつ即応性のある取組みが必要とされています。大都市固有の課題として、高い保育需要がありながらも、用地の取得、運営費や人材の確保が非常に困難な状況があります。平成 23 年度からの「国と自治体が一体的に取り組む待機児解消『先取り』プロジェクト」では、その取組みの基本姿勢の 1 つに「待機児童が多い都市部もカバー」することを挙げており、①整備費の上乗せ支援、②保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保、③保育所整備等のための土地の借り上げ支援、④最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成などが打ち出されています。これらの取組みを着実にすすめていくことが求められます。

同時に、保護者が安心して子どもを保育所に預けるためには、保育の質の確保が不可欠です。本プロジェクトが行ったアンケートでは、子どもを保育する環境として、利用希望保護者は①通園や通勤に便利な立地、②のびのびと楽しく過ごせる環境、③落ち着いて過ごせる保育室、④敷地内に園庭がある、⑤園内や周辺的环境がよい、⑥園内で調理した食事を提供、⑦園の方針が徹底、を保育所に「入園できる可能性」よりも高い割合で重視していました。これらは大都市において全ての条件を満たす難しさがあるとはいえ、保育所の定員拡大をすすめる上で重視すべき利用者ニーズと考えられます。

上記の前提を踏まえ、本プロジェクトの行ったアンケート結果から、大都市東京における保育の運営課題として次のような点が挙げられます。

大都市東京における保育所の運営課題

- (1) アンケートでは、利用希望者の半数が認可・認証保育所を並行して申し込みつつ、最も希望する保育サービスには 4 割が「認可保育所」を挙げています。この利用者ニーズをふまえて「認可保育所」の定員拡大を優先的にすすめていくことが求められます。
- (2) 一方、都独自の認証保育所は、定員が認可保育所の 1 割近くに達する重要な保育サービスです。子ども・子育て新システムにおける事業者指定制度も見据えながら、認証保育所の運営基盤を利用者ニーズの高い認可保育所に近づける支援が求められます。
- (3) 大都市においては、整備費のみならず運営費の確保も自治体・保育所にとっては大きな課題となっています。

さらに、規模の小さい認証保育所や家庭福祉員には、ある程度の集団がないとできないと行事ができない、園庭やプールがないという課題があります。そうした中で、認可保育所によるバックアップをはじめ、同じ地域の子どもを預かる保育サービスや幼稚園も含めた子ども関連の社会資源が垣根を超えて連携することにより、地域における保育の質の向上を図っていくことも望まれます。

(1) 分園の設置を推進するための分園における運営費の拡充

～国・東京都・区市町村・保育所に望まれる取り組み～

アンケートでは、民間の認可保育所の3割、認証保育所の半数が「近隣に無償貸与の土地や建物があれば、保育所や分園（別園）の設置をぜひ検討したい」と答えています。特に「分園」は即応性があり有効な方策ですが、運営費が本園と一体的にみなされ、運営の負担が大きくなっています。「分園」を設置する場合の運営費の拡充により推進していくことが求められます。

(2) 公有地等の無償貸与、賃貸物件活用、期間限定、教育分野との連携など創意工夫による認可保育所の定員拡大

～国・東京都・区市町村・保育所に望まれる取り組み～

保育所定員の拡大について即応性が求められる中で、基本的には認可保育所による定員拡大をすすめることが必要です。その中で、大都市の固有性に配慮しながら既に取り組みされている区市町村独自の創意工夫として、公有地等の無償貸与、賃貸物件の活用、期間を限定した設置、教育分野との連携などを一層、広めていくことが求められます。

さらに、面積基準を満たしながら既存の認可保育所の受け入れ定員の拡大を図っていく際、アンケートでは保育士の加配や改築への支援など条件整備を計画的にすすめた保育所ほど、混乱や影響が少ない状況がみられました。したがって、個々の状況に配慮した支援を行っていくことが求められます。

本プロジェクトが行ったアンケートでは、都内区市町村の独自の取り組みとして次のような取り組みがみられ、幅広く多くの区市町村で取り組まれることが望まれます。

待機児の早期解消に向けて区市町村が独自に行っている取り組みを広めていくことが必要！

- 期間を限定した「緊急暫定保育室」を設置し、認可保育所に準じた運用を行う。
- 土地所有者と保育事業者が連携した賃貸物件を活用した認可保育所の賃料を補助する。
- マンションの一室を借り上げ、公立保育所の保育士OBによる小規模な「グループ保育室」を開設する。
- マンション建設計画段階から都市整備部門と連携し、開発事業者に保育所の整備を働きかける。
- パートや求職中の保護者を対象に短時間預かりを行う「小規模保育室」を開設する。
- 保育施設用地として活用するため、区有地・市有地を活用したり、区市町村が国有地を買い取る。
- 小学校に分園を設置、公立幼稚園の一室を活用するなど教育分野と連携を行う。
- 公立保育所改修のための仮園舎の使用期限を延長し、公営臨時保育所とする。

(3) 認可保育所の運営における民間活力の積極的な活用

～東京都・区市町村に望まれる取り組み～

認証保育所においては、株式会社やNPOなど民間活力が積極的に活用され、良質な運営実績を積み重ねてきている提供主体が拡大してきています。認可保育所においても、株式会社、NPOなどの良質な運営ができる民間活力を積極的に活用していくことが求められます。

(4) 自治体独自の保育施設の普及と整備費・運営費への支援

～国・東京都に望まれる取り組み～

国の安心こども基金、東京都の待機児解消区市町村支援事業により、施設整備への補助は拡充されてきましたが、大都市においては運営費の安定的な確保への支援も求められます。特に区市町村独自の保育施設に対して積極的な運営費の支援策を講じるが必要となり、国の先取りプロジェクトにおいても、積極的な取り組みを行う区市町村を支援することはもとより、取り組みが難しい区市町村の課題に応じた誘導支援を講じていくことも求められます。

(5) 認証保育所の運営基盤を認可保育所に近づけるための支援

～国・東京都・区市町村に望まれる取り組み～

国の先取りプロジェクトにおいては、「最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成」が位置づけられています。そうした中、既に東京の保育サービスの一翼を担う認証保育所について、子ども・子育て新システムにおける事業者指定制度を見据えた運営基盤の強化を図っていくことが必要です。そこでは、認可保育所への転換、保育士の処遇の向上、在園児の認可保育所への転園が難しくなっている中での3歳児以上の保育に求められる環境・体制の整備への支援などが求められます。

(6) 認可・認証保育所、家庭福祉員の連携促進事業の創設

～国・区市町村・保育所に望まれる取り組み～

アンケートでは、3割の公立認可保育所が認証保育所との交流・連携を行っているのに対して、私立民間保育所では1割に止まっています。園庭やプールがない、小規模なのである程度の集団でないとできない行事があったり、園内研修が難しいという場合に、下表のように、同じ地域の子どもを預かる保育サービスが相互に連携・交流していくことが必要と考えられます。

交流や連携を促進するために、そのきっかけづくりや課題をコーディネートする機能が地域に必要です。また、認可保育所を当該地域の認証保育所や家庭福祉員のバックアップ施設とするために必要な体制を強化したり、東京都の民間社会福祉施設サービス推進費補助において、認可保育所が認証保育所や家庭福祉員と連携する場合の努力・実績加算を設けることが考えられます。

認可保育所と認証保育所・家庭福祉員の相互の交流や連携事例を広めていくことが必要！

- 園庭で認可保育所と認証保育所の子どもが一緒に遊ぶなど、園庭やプールを開放している。
- 認可保育所の運動会やその他の行事に認証保育所の子どもを招待している。
- 月に1回、年長児の交流保育を行っている。月に1回、1・2歳児の交流を行っている。
- 認証保育所の園児の散歩で、認可保育所に立ち寄っている。
- 認可保育所が認証保育所に行事用品の貸し出しを行っている。
- 認可保育所の園内研修に認証保育所の保育士を招待している。
- 認証保育所は春に児童数が少ないので、その時期に保育士が認可保育所に体験保育に来ている。
- 保育ママを行事に招待している。

提言Ⅱ－２ 大都市における多様な家庭環境をふまえた保育サービスと保育人材の確保・育成

大都市東京においては、世帯規模が小さい一方で子どもの家庭環境、保護者の就労形態も多様なものとなっており、それらに対応した保育所利用のあり方が必要となっています。アンケートでは、保育所において「以前と比べて増えている利用者」を尋ねたところ、半数以上の認可保育所が「メンタルヘルスが気になる保護者」「アレルギー疾患を抱える子ども」「障害（疑いを含む）のある子ども」「ひとり親家庭」が増えていると答えており、認証保育所にもその傾向がみられます。また、区市町村において増えている入所申請者として7割以上の地区が「ひとり親家庭」「両親ともに常勤勤務」「保護者の一方が求職中」と回答しており、増えている待機児童の家庭として6割以上の地区が「保護者の一方が求職中（未定）」、「両親ともに常勤勤務」「保護者が常勤勤務と非常勤勤務」と回答しています。このように、子どもの状況や保育所の利用家庭が多様化する中、一人ひとりに応じた保育を実施できる質の高い保育人材がますます必要となっています。

アンケートでは、保育士の求人ならびに採用の状況を各保育所に尋ねたところ、民間の認可保育所の6割が「4月採用に応募がない」、認証保育所も6割で「年度途中の採用に応募がない」としており、特に民間保育所における保育士の確保に困難がみられます。求人先は保育養成校に依拠するところが大きく、それだけでは間に合わず、潜在保育士の掘り起こしやOBの積極的な活用も視野に入れた公的な支援を拡充していくことが求められます。

（１）民間保育所の人材確保に対する公的な支援の充実

～東京都・区市町村に望まれる取り組み～

民間の保育所の人材確保に対して何らかの支援を行っている区市町村は1割に止まっています。民間の認可・認証保育所の6割が保育人材の確保に苦慮する現状がある中、東京都・区市町村による公的な支援を充実していくことが求められます。民間の保育所の人材確保に取り組む1割の区市町村が行っている取組みは、「区市町村の広報誌を活用」と「東京都福祉人材センターの『保育人材確保事業』による求職面接会を区市町村単位で開催」となっています。これらの取組みを積極的にすすめることによって、民間の認可・認証保育所の人材確保への公的な支援の充実を図っていくことが求められます。

（２）民間保育所の人材育成に対する公的な支援の充実

～東京都・区市町村に望まれる取り組み～

区市町村による研修会に参加を呼びかけるなど民間の保育所の人材育成に取り組んでいる区市町村は6割みられました。一方で、認可保育所では8割の園が「年に数回、園内研修を実施できている」と答えていますが、認証保育所では6割に止まっています。配慮を必要とする保護者や子どもなど、保育ニーズが多様化する中、特に規模が小さく園内研修が実施できていない保育所における人材育成に対して、公的な支援を充実していくことが求められます。

(3) 潜在保育士の掘り起こしと保育所OBの積極的な活用

～国・東京都・区市町村に望まれる取り組み～

保育士を養成する養成校と東京都福祉人材センターの連携を強化していくことが必要ですが、養成校の既卒者などで保育に従事していない有資格者（潜在保育士）の再就職支援に「保育人材確保事業」などを通じて取り組んでいくとともに、掘り起こしの広報、潜在保育士を採用した保育所に対する再研修費用の助成などのしくみを講じていくことが求められます。また、独自のグループ保育室の運営に保育所を定年退職した保育士OBを積極的に活用する区市町村もみられ、人材を広く活用した取り組みが必要と考えられます。

(4) パートタイム労働者向けの新たな利用方法と運営の開発

～国・東京都・区市町村に望まれる取り組み～

東京都においては「定期利用保育事業」（一時預かりを拡充し、一定程度継続的に保育）によるパートタイム労働者向けのサービス拡充が取り組まれています。区市町村独自の取り組みにもパートや求職中のための短時間保育を行う保育室の開設などの取り組みがみられます。幼稚園の預かり保育との連携も含めて、パートタイム労働者向けの新たな利用方法を可能とする運営体制などについて開発をすすめていくことが求められます。

提言Ⅱ－３ 保育所の入所をめぐる制度改善と情報提供・相談支援機能の強化

待機児問題が社会化する中で、4月入所申請や相談が集中的に増加している状況があります。そうした中で、区市町村からは「正確かつ迅速な情報提供」「多様な雇用形態や家庭状況のきめ細かな把握と選考への反映」「保育所が決まらなると就職も決まらない状況の中での選考期間の短縮化」「特別な配慮を必要とする子どもの適切な選考」などが課題に挙げられています。

また、見学者では保育所利用を希望する子どもの平均年齢が0.7歳で妊婦の見学もみられるような現状があるように、入所申請の早期化が加速しています。その背景には、年度途中からの1歳児の入所が困難な状況や申請時に認証保育所を利用していることが入所選考に加点されるといった制度設計がみられます。保育所からは「実際の待機児の数以上に利用者の不安が大きく、情報に振り回されている感がある」ということも指摘されています。

選考基準のあり方に対して、保育所利用を希望する求職中の方からは「求職中のポイントが低いいため、入園が難しく就職が難しい」、正規雇用の方からは「会社が積極的に時間短縮制度を設けてもフルタイムでないとポイントが下がる」、非正規雇用の方からは「パートタイム労働者が入れない状況になっている」など、多様な働き方に対応していない制度設計にそれぞれの立場から制度の改善を求めている状況があります。そして、区市町村による情報提供について、特に認証保育所に関する情報が必要に反して十分に提供されていないことをはじめ、認可保育所の利用が不決定となった後のフォローを求める声が多く挙げられています。

(1) 4月集中を緩和するための年度途中の入所予約制度の確立

～東京都・区市町村に望まれる取り組み～

保育所定員の絶対数を増やしつつ、保育所選びの早期化と4月入所申請への集中を緩和する取り組みをすすめていくことが必要です。その中でも、年度途中の入所が困難となっている現状は育児休業の早期切り上げや混乱を生み出している状況にあり、年度途中からの入所予約制度によりその緩和を図ろうとする区市町村の取り組みもみられます。この入所予約制度は、年度途中から安心して入所できるということのみならず、「保育園が決まらなると、就職が決まらな」という求職者にとっても有効な対策といえます。一方で、年度途中から入所定員を漸増させていく運営方法の難しさもあり、その運営を可能にする人員体制のあり方などを合わせて見直していくことも必要となります。

(2) 入所相談体制の充実と選考期間の短縮化

～区市町村に望まれる取り組み～

入所申請が集中する一方で、区市町村によっては、保育所情報の公開、地区別の相談会、公私立の保育園長を常駐させた相談窓口、問合せの多い内容をQ&Aにまとめるなど、きめ細かな対応と正確な情報提供の工夫が行われています。また、「保育園が決まらなると就職が決まらな」となどの要望に応え、4月入所の申請受付時期と決定時期を1か月前倒しすることにより、1月中に決定できるように改善した区市町村もみられます。

(3) 区市町村内の保育サービスの総合的な情報提供の充実

～区市町村・保育所に望まれる取り組み～

アンケートでは、認証保育所に関わる情報が区市町村から提供されないことが利用者・利用希望者から指摘されています。特に「保育方針」「保育士の人数」「保育資格の有無」「設備・環境」「定員や空き情報」「入園の決定方法」「園の評判」が「なかなか得られない」情報とされています。また、認可保育所も含め「保育にかかる費用」等の情報の提供が求められます。こうした中、「認証保育所の空き情報の提供」「保育所の新設や定員拡大の情報提供」に取り組む区市町村もみられ、区市町村内の保育サービスをわかりやすく一体的に情報提供するしくみが求められます。

(4) 認可保育所の入所不承諾の方への支援の構築

～東京都・区市町村・保育所に望まれる取り組み～

① 入所不承諾の方むけの相談窓口の開設

認可保育所が不承諾となった後に区市町村からのフォローが十分でないため、認可外保育サービスを自ら探すことが保護者の大きな負担となっています。これは、早期からの認証保育所探しの加速化にもつながっています。区市町村において、入所不承諾の方への相談窓口を開設するなど、入所不承諾後のフォローを充実していくことが求められます。

② 全ての区市町村における認証保育所の利用料助成の拡充

アンケートでは、「満足のいく保育が得られるために可能な経済的な負担額（月額）」は利用希望者・利用者とも平均3～5万円となっていますが、3万円以下、2万円以下の回答も少なくありません。特に認証保育所利用者からは利用料の負担の軽減を求める声が寄せられ、都内でも21区17市が既に「利用料助成」を行っています。その実施内容が区市町村によって大きく異なっています。「認可保育所を利用した場合の保育料との差額の助成」を基本に、全ての区市町村で認証保育所の利用料助成を拡充することが求められます。

③ 待機児童のいる家庭に対する支援の創設

アンケートでは、待機児童のいる家庭から「保育所の交流行事に参加させてほしい」「(学校や保育所などの)安全な遊び場で遊ばせてほしい」「一時保育を充実してほしい」といった声が上がっています。保育所の定員拡大に努めつつ、現に待機児となっている家庭を支援するサービスを地域に創設していくことが必要となってきました。

(5) 子ども・子育て新システムを見据えた区市町村の新たな役割の構築

～国・東京都・区市町村に望まれる取り組み～

待機児問題を解消するために現行制度を改善していくとともに、その方向性として子ども・子育て新システムを見据えた区市町村の新たな役割を構築していくことが必要となります。ここでは、保育サービスの確保とともに、保育所に限らず子育て全体を見据えた相談支援、情報提供の機能、配慮を必要とする家庭への支援、苦情対応などのしくみを構築していくことが求められます。

提言Ⅱ－４ 子育ての総合的な支援によるワーク・ライフ・バランスの推進 基盤の確立

ワーク・ライフ・バランスの推進は、待機児解消のためだけではなく、子育てと多様な働き方の両立という観点からも重要なものです。

◆ワーク・ライフ・バランスと保育制度

アンケートでは、保育所利用保護者の「もっと子どもといたい」という希望が「もっと働きたい」の4倍にのぼっており、労働時間を短縮することによる「ワーク・ライフ・バランス」の実現が望まれています。一方で、アンケートでは、保育所利用保護者が実際に利用した育児休業期間の平均は約8か月となっており、取得できる期間の半分程度で切り上げています。切り上げた理由には、「0歳児で入園しないと、1歳での入園が難しそう」が約4割となっており、待機児問題の深刻化による影響が明らかにみられます。さらに、「保育所の入所指数が下がるので、育児時間を取得できない」という声も上がっており、制度そのものが「ワーク・ライフ・バランス」の流れを阻む矛盾も生じています。

また、大都市東京では、「通勤時間が長い」「夜間・深夜・休日などの多様な勤務時間、多様な雇用形態がある」という特徴があります。このような多様な働き方がある中で、「昼間の就労を常態としている」という基準だけでは保育の必要性を測ることができません。

「子どもの育ち」を大切にする保護者の働き方を保障すると共に、通勤や就労時間・就労形態に応じた保育制度の利用のあり方を可能とする仕組みの検討が必要と考えられます。

◆「ワーク・子育て・マネジメント」（仮称）」という新たな相談支援機能

大都市東京には、認証保育所を含めて多様な保育サービスがあります。しかしながら、利用希望者には認可外保育サービスの情報が十分に得られていない状況がみられます。見学者からは「小さい子どもを連れて、自ら探さなければならない」、認証保育所からは「問合せや見学が殺到し、保育所運営に支障をきたしかねない」という声もみられるようになってきています。さらに、「一時保育が利用しにくい」「保育所や幼稚園と併用する保育サービスの情報がほしい」という声も上がっています。こうしたことから、区市町村をはじめとした相談支援機関には、認可保育所の利用の可否に限らず、一人ひとりのキャリア形成をふまえて多様な保育サービスを一体的に情報提供・相談支援を行う「ワーク・子育て・マネジメント」（仮称）という機能を新たに設けていくことが求められます。

◆事業所内保育所をめぐる課題

保育所利用保護者からは「少しでも子どもと長くいたい」「職場の理解が広がってほしい」という希望が上がっています。そうしたことから、待機児解消だけでなく、ワーク・ライフ・バランスの視点からも「事業所内保育所」に期待する声がみられましたが、企業においてもなかなか設置・運営が難しい状況があります。また、事業所内保育所を利用する場合の通勤に対する支援も必要となってきます。

(1) ワーク・ライフ・バランスを応援する保育体制の確立

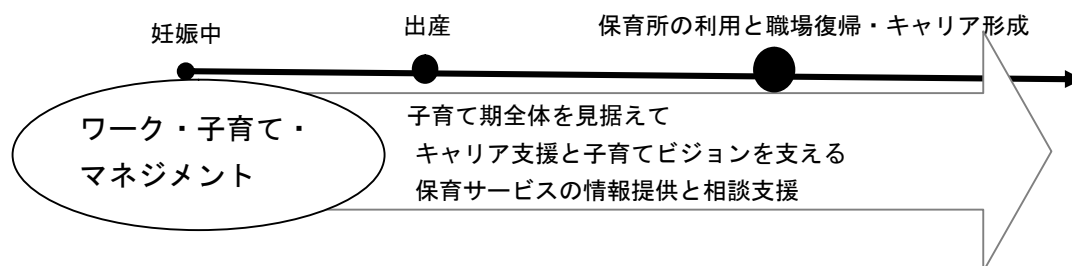
～国・東京都・区市町村・保育所・企業に望まれる取り組み～

待機児問題の深刻化とともに、保育制度そのものも多様な働き方に対応できていない状況が浮き彫りとなってきています。保育所への入園を優先すると、本来、利用できる育児休業制度や時間短縮制度をあきらめざるをえないという実情は、ワーク・ライフ・バランスの流れに逆行しています。また、大都市東京では、通勤時間が長い、夜間・深夜・休日、パートタイム就労等の多様な就労形態があります。「子どもの育ち」を大切にする保護者の働き方を保障すると共に、通勤・就労時間の多様性に応じて保育所を利用できることが、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要です。ワーク・ライフ・バランスを応援する保育体制をめざすことが求められます。

(2) 「ワーク・子育て・マネジメント」(仮称)の相談支援機能の創設

～国・東京都・区市町村・保育所・企業に望まれる取り組み～

大都市東京には、認可保育所以外にも多様な保育サービスがあるという特性があります。しかし、認可保育所以外の情報は利用者が一つひとつ直接、探し申し込む必要があり、その情報もなかなか手に入らない状況です。したがって、区市町村をはじめとした相談支援機関には、認可保育所の利用の可否に限らず、一人ひとりのキャリア形成をふまえて多様な保育サービスを一体的に情報提供・相談支援を行う「ワーク・子育て・マネジメント」(仮称)という機能を設けていくことが求められます。これは単なるサービスのマネジメントではなく、子育て期全体を見据えて、父親・母親を含めた「家族」の視点、「子育て期のキャリア支援」の視点で、妊娠中からの切れ目のないきめ細かな相談支援として行っていく必要があります。



(3) 事業所内保育所の整備の推進

～国・東京都・保育所・企業に望まれる取り組み～

アンケートでは、待機児解消とともに、ワーク・ライフ・バランスの観点から「事業所内保育所」の整備が求められています。一方で、国や東京都の事業者内保育所の運営費補助は5～10年と期間が限定されています。また、事業所内保育所が地域の認可保育所と連携したり、地域に開かれたものとして運営していく推進基盤も整えることが必要です。また、大企業に限らず、中小企業における事業所内保育所として複数事業所の連携などを視野に入れた支援が必要と考えられます。

あわせて、大都市においては通勤ラッシュが常態化しており、子どもを連れて出勤する場合に、企業における時間短縮制度やフレックスタイムの推進などの基盤整備も求められます。

提言Ⅱ－５ 大都市における1歳児の入所困難「1歳児問題」への対応

最後に、保育所待機児問題の中でも1歳児の入所困難「1歳児問題」への対応を早急に進めていく必要があることを課題提起します。

区市町村保育所主管課を対象としたアンケートでは、特に1歳児の入所決定率が6割で最も低く、待機児の半数近くを占めるという状況が明らかになりました。そして、1歳児の待機児の増加が翌年度には2歳児の待機児を増やすといったように、課題がさらに積み重なっていきます。こうした状況は、「1歳児の入所は困難」という意識を高め、ますます保育所申請の早期化につながっています。一方で、これに対応していくための運営課題として、1歳児の定員を増やすと、翌年度は1歳児・2歳児の定員を増やしていかなければならないといった状況もみられます。

こうした中で、1歳児の入所困難「1歳児問題」への対応は多くの区市町村の悩みでもあり、その解決策を検討していくことが早急に求められています。

(1) 年次計画で定員を拡大できる保育所運営のあり方の開発

～国・東京都・区市町村に望まれる取り組み～

保育所の新設にあたって、年次計画で初年度に1歳児、次年度に1歳児・2歳児の定員を拡大していくことのできる、設備・運営体制を確立していくことが求められます。保育に必要な質を確保することを前提としつつ、クラス編成のあり方、それに対応した新たな保育所運営のあり方を開発していくことが求められます。

(2) 4月集中を緩和するための年度途中の入所予約制度の確立（再掲）

提言Ⅱ－3（1）参照

(3) 育児休業を支える保障の確立

～国・東京都・企業に望まれる取り組み～

1歳児入所への集中を緩和するためには、育児休業制度の期間の延長を視野に入れる必要があります。

制度の拡充とともに、実際に、育児休業をできるだけ長く取得するためには、その間の生活の保障をはじめ、キャリアの形成、企業における経営上の課題、また、育児休業中の子育てや子どもの地域との関わりを支えるしくみなど、育児休業を支える環境を保障していくことが必要です。

(4) 「ワーク・子育て・マネジメント」（仮称）の相談支援機能の創設（再掲）

提言Ⅱ－4（2）参照